

# 1割負担

## 特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

### ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

<令和3年8月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

#### 《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	1,966	59,030
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,035	61,100
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,108	63,290
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,179	65,420
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,247	67,460

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身650万円、夫婦1,650万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,056	61,730
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,125	63,800
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,198	65,990
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,269	68,120
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,337	70,160

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階①利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万を超え、120万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身550万円、夫婦1,550万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,806	84,230
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,875	86,300
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,948	88,490
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	3,019	90,620
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	3,087	92,660

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《第3段階②利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が120万超。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身500万円、夫婦1,500万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,360	1,310	3,516	105,530
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,360	1,310	3,585	107,600
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,360	1,310	3,658	109,790
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,360	1,310	3,729	111,920
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,360	1,310	3,797	113,960

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,445	2,006	4,297	128,960
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,445	2,006	4,366	131,030
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,445	2,006	4,439	133,220
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,445	2,006	4,510	135,350
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,445	2,006	4,578	137,390

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

～裏面へ～

加算項目					
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	看取り介護加算（Ⅰ）	
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	死亡日45日前～31日前	72/日
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月	死亡日30日前～4日前	144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回	死亡日の前々日/前日	680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月	死亡日	1,280/日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月		
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月				
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月				
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月				

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金＋すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

## 2割負担

# 特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

## ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

<令和3年8月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

### 《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	2,812	84,460
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	2,950	88,600
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,096	92,980
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,238	97,240
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,374	101,320

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

### 《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身650万円、夫婦1,650万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	2,902	87,160
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,040	91,300
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,186	95,680
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,328	99,940
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,464	104,020

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

### 《第3段階①利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万を超え、120万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身550万円、夫婦1,550万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,652	109,660
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,790	113,800
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,936	118,180
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	4,078	122,440
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	4,214	126,520

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

### 《第3段階②利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が120万超。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身500万円、夫婦1,500万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,360	1,310	4,362	130,960
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,360	1,310	4,500	135,100
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,360	1,310	4,646	139,480
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,360	1,310	4,788	143,740
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,360	1,310	4,924	147,820

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

### 《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,445	2,006	5,143	154,390
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,445	2,006	5,281	158,530
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,445	2,006	5,427	162,910
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,445	2,006	5,569	167,170
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,445	2,006	5,705	171,250

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

～裏面へ～

加算項目					
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	看取り介護加算（Ⅰ）	
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	死亡日45日前～31日前	72/日
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月	死亡日30日前～4日前	144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回	死亡日の前々日/前日	680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月	死亡日	1,280/日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月		
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月				
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月				
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月				

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金＋すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

# 3割負担

## 特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

### ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

<令和3年8月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

#### 《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	3,658	111,240
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	3,865	116,100
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,084	122,670
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,297	129,060
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,501	135,180

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身650万円、夫婦1,650万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	3,748	112,590
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	3,955	118,800
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,174	125,370
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,387	131,760
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,591	137,880

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階①利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万を超え、120万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身550万円、夫婦1,550万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,498	135,090
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,705	141,300
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,924	147,870
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	5,137	154,260
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	5,341	160,380

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《第3段階②利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が120万超。※：平成28年8月からは非課税年金も含む
- ・預貯金額 単身500万円、夫婦1,500万円

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,360	1,310	5,208	156,390
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,360	1,310	5,415	162,600
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,360	1,310	5,634	169,170
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,360	1,310	5,847	175,560
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,360	1,310	6,051	181,680

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,445	2,006	5,989	179,820
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,445	2,006	6,196	186,030
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,445	2,006	6,415	192,600
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,445	2,006	6,628	198,990
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,445	2,006	6,832	205,110

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

～裏面へ～

加算項目					
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	看取り介護加算（Ⅰ）	
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	死亡日45日前～31日前	72/日
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月	死亡日30日前～4日前	144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回	死亡日の前々日/前日	680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月	死亡日	1,280/日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月		
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月				
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月				
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月				

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金＋すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月